

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則(令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行				改正案			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
1 略				1 略			
2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料				2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料			
		預かり保育料の額				預かり保育料の額	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯			生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)				法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,050円
					午前11時30分から午後4時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,350円
					午前11時30分から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,500円
	午後2時から午後3時まで	0円	300円		午後2時から午後3時まで(教育時間の終了時間が午後	0円	300円

	午後2時から午後4時まで	0円	600円		2時である場合)		
	午後2時から午後4時30分まで	0円	750円		午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	600円
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであって、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号に掲げ					午後2時から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	750円
				法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであって、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号に掲げ	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	525円
					午前11時30分から午後4時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	675円
	午後2時から午後3時まで	0円	150円		午前11時30分から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	750円
	午後2時から午後4時まで	0円	300円		午後2時から午後3時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	150円
					午後2時から午後4時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	300円

る小学校 就学前子 ども	午後2時から午後4 時30分まで	0円	375円	る小学校 就学前子 ども	午後2時から午後4 時30分まで(教育 時間の終了時間が 午後2時である場 合)	0円	375円
備考 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されて いる場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預 かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があると きは、これを切り捨てた額)とする。 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属 する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。				備考 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されて いる場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預 かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があると きは、これを切り捨てた額)とする。 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属 する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。			